

白岡市再犯防止推進計画の策定について

1 策定理由

安心で安全な地域社会を構築するために、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が犯罪対策においては重要となっており、罪を犯した者への円滑な社会復帰の促進を図るため、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年に施行されました。

この法律では、地方公共団体の責務及び努力義務として、地域の状況に応じた施策を策定・実施することや地方再犯防止推進計画を定めることが規定されております。

当市でも法の規定による責務及び努力義務を果たし、罪を犯した者が地域や社会で孤立しないよう円滑な社会復帰を支援することが必要であると考えております。

については、再犯防止を通じた地域での犯罪対策を図り、安心・安全な地域社会の実現を果たすため、白岡市再犯防止推進計画を策定するものです。

2 地域福祉計画との関連

白岡市再犯防止推進計画に記載する再犯防止施策については、就労、住居確保、保健医療及び福祉等多義にわたる社会福祉に係る課題の1つであり、また、施策の効力を高めるためには地域社会の実情に則した検討が求められます。

このことから、白岡市再犯防止推進計画については、地域社会の福祉課題を解決する社会福祉に関する事項を定めた白岡市地域福祉計画に盛り込むべきであると捉え、令和2年3月に改定予定の白岡市第2期地域福祉計画に組み入れて策定するものです。

3 今後の予定

白岡市第2期地域福祉計画の策定作業と併せ、関係団体へのヒアリング、庁内検討会議の実施及びパブリックコメントなどの所定の手続きを行います。